

令和3年度豊橋市内部統制評価報告書

豊橋市長浅井由崇は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

豊橋市長浅井由崇は、豊橋市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「豊橋市内部統制基本方針」（令和2年4月1日公表）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、各基本的要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

本市においては、令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、ガイドラインに示された評価手続に基づき、内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記「2 評価手続」に基づき評価を実施した限り、全庁的な内部統制については有効に整備され、かつ、運用されていました。一方、業務レベルの内部統制については有効に整備されているものの、運用上の重大な不備を把握しました。

このため、本市の財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

運用上の重大な不備があった事案（2件）について、次のとおり是正しました。

- (1) 福祉部の職員が、市民からの後期高齢者医療保険料の納付相談に対応した際、誤って別人名義の納付書を交付し、相談した市民はそれに気づかず当該別人名義の納付書で保険料を納付しました。後日、当該職員は、納付書の誤交付及び保険料の誤収納の事実を認識しましたが、上司に報告することなく、相談した市民の保険料を私費で支払うとともに、誤収納を放置しました。これを受け本市は、再発防止のため、当該職員に対し、事務を適正に執行するよう指導しました。また、職場内において、本件事案を共有し、改めてコンプライアンス意識の向上を図るとともに、報告、連絡、相談をしやすい職場環境づくりに努めることとしました。

(2) 財務部において、所得税の確定申告書の内容をシステムに入力する際、専従者給与収入等の情報の入力漏れ等がありました。その影響により、当該システムの情報を利用している福祉部において、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の算定の際、一定の所得基準以下の被保険者に係る税額等の軽減判定が正しく行われず、賦課誤りが発生しました。これを受け本市は、再発防止のため、財務部において国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の算定に関する研修を行うとともに、当該システムに入力した所得情報等について、財務部だけでなく福祉部においても確認する体制を整備しました。

令和4年7月1日 豊橋市長 浅井由崇